別紙様式第十二号2注意事項5を次のように改める。

5　その他

外国法人（第一種金融商品取引業を行うものに限る。）が作成する貸借対照表及び利益処分計算書の損失準備金については、第一種金融商品取引業者の最低資本金の額に達するまではイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額に10分の1を乗じた額以上の額の積立てを行ったものとして記載するものとする。

イ　各事業年度における国内における営業所又は事務所の営業にかかる当期純利益の額

ロ　各事業年度における前期繰越損失の額

別紙様式第十七号の二注意事項1⑵及び別紙様式第十七号の三注意事項1⑵中「第57条の2第5項」を「第46条の6第3項」に改める。

別紙様式第十七号の六注意事項1⑵中「四半期」とは、法第57条の2第5項に規定する四半期」を「最終指定親会社四半期」とは、法第57条の17第2項に規定する最終指定親会社四半期」に改め、同注意事項2及び3中「当該四半期」を「当該最終指定親会社四半期」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十一月二十九日）から施行する。

（経過措置）

第二条　金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間は、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次項において同じ。）が外国法人である場合におけるこの府令の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（以下この条において「新金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）第百七十三条第一号並びに第百七十四条第二号及び第三号の規定の適用については、新金融商品取引業等に関する内閣府令第百七十三条第一号中「毎事業年度」とあるのは「毎事業年度又は毎みなし事業年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。次条において同じ。）」と、新金融商品取引業等に関する内閣府令第百七十四条第二号イ中「事業年度」とあるのは「事業年度又はみなし事業年度」と、同号ロ中「三事業年度」とあるのは「三事業年度又は三みなし事業年度」と、「各事業年度」とあるのは「各事業年度又は各みなし事業年度」と、同条第三号中「二事業年度」とあるのは「二事業年度又は二みなし事業年度」と、同号ロ中「各事業年度」とあるのは「各事業年度又は各みなし事業年度」とする。

2　外国法人である金融商品取引業者が説明書類（金融商品取引法第四十六条の四に規定する説明書類をいう。以下この項において同じ。）に新金融商品取引業等に関する内閣府令第百七十四条第二号ロ又は第三号に掲げる事項を記載する場合（前項の規定が適用される場合を除く。）には、平成三十年四月一日以後も同項の規定により読み替えて適用する新金融商品取引業等に関する内閣府令第百七十四条第二号ロ又は第三号の規定により説明書類に記載したみなし事業年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。）に関する記載を行うことができる。

（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正）

第三条　有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第五十八条の二中「第百六十七条第五項第八号」を「第百六十七条第五項第十号」に改める。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第四条　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成二十六年内閣府令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条のうち、投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）第二十二条の改正規定を次のように改める。

第二十二条から第四十四条までを次のように改める。

（証券投資信託の併合）

第二十二条　証券投資信託の併合が行われた場合は、当該証券投資信託の併合前の各証券投資信託の当該証券投資信託の併合直前に計上されていた純資産の部の各項目を、当該証券投資信託の併合後の証券投資信託に引き継ぐことができる。この場合において、元本は、当該証券投資信託の併合後の証券投資信託の口数に一口当たり元本の金額を乗じた額とし、当該証券投資信託の併合前の各証券投資信託の当該証券投資信託の併合直前に計上されていた元本の合計額との差額は期末剰余金又は期末欠損金に加減するものとする。

第二十三条から第四十四条まで　削除

第五条のうち、投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）第三十九条第三項の改正規定中「を、「第百二十五条第三項」の下に「、第百三十六条第二項若しくは」を「を加え、「又は」を「、第百三十六条第二項若しくは」に改め」に改める。

○内閣府令第七十五号

保険業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十五号）の一部の施行に伴い、並びに保険業法（平成七年法律第百五号）第百条の五第二項、第百六条、第百三十七条第一項及び第百四十条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十七日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第四十八条の三第一項第一号イ⑵中「第百六条第一項第十四号に掲げる会社」を「第百六条第一項第十五号に掲げる会社（同項第八号に掲げる会社を子会社とする会社に限る。(i)において同じ。）」に改め、同号イ⑵(i)中「第十四号」を「第十五号」に改める。

第五十三条第一項第十一号中「第五十四条の五」を「第五十四条の六」に改める。

第五十四条の四第一項第一号中「次条第一号」を「第五十四条の六第一号」に改め、「期間をいう。以下この条」の下に「及び次条第二項第三号」を加える。

第五十四条の五を第五十四条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

（電磁的方法の種類及び内容）

第五十四条の七　令第十四条の二第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　第五十四条の五第一項各号に掲げる方法のうち保険会社が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式